

「もしも」のときにお役に立ちます

令和
6年度

交通災害共済

松川村では全住民の方が公費で加入しています!!

交通事故による共済見舞金の請求は入院でも通院でも2日から対象となります



自転車、電動カートでの事故も2日から対象です



200円
DOWN
150円
の掛金で

0歳児から中学生のお子さんは

100円
DOWN
50円
の掛金で

死亡見舞金
200万円
又は
100万円

入院 1日

2,000円

通院 1日

1,000円

障害者見舞金

1・2級

80万円

3級

60万円

基礎見舞金
状況により

25,000円
〜
15,000円

交通災害共済とは…

交通事故にあわれた方を救済することを目的とした制度です。

交通事故は、いつあなたやご家族の身にふりかかってくるかわかりません。

「もしも」のときに役に立つのが「交通災害共済」です。

松川村では、全住民の方の掛金(年額1人150円・中学生以下のお子さんは50円)を村で全額負担し、加入しています。加入手続きはすべて村で行います。

転入してきた場合は転入した日から、お子さんが生まれた場合は生まれた日から加入となります。

令和5年度状況 (R6.1.31現在)

加入者数 75,546人
掛金収入額 14,250,550円
共済見舞金の支払額
死亡 4件 障害 0件 傷害 83件
合計87件 13,206,000円

中信地域町村交通災害共済事務組合構成町村

木曾郡 上松町・南木曾町・木曾町・木祖村
王滝村・大桑村
東筑摩郡 麻績村・筑北村・生坂村・山形村
朝日村
北安曇郡 池田町・松川村・白馬村・小谷村

共済見舞金の支払われる事故

共済期間中に日本国内の道路上において運行中の自動車・バイク・トラクター・自転車・電動カート・電車等に乗っていて衝突、転落などによる事故、歩行中これらの車によって事故にあい、その事故で死亡、けが、障害になられたとき下記の見舞金が支払われます。また、身体障害者の方で歩行困難のため、車いす(電動を含む)を使用中に道路上で転倒などした場合も対象となります。

なお、自殺、故意、飲酒運転、無免許運転等をした場合および航空機、船舶、天災等による事故は見舞金の支払ができません。また、電動カートは、高齢者の皆様や身体の不自由な方のための乗り物ですので、明らかに対象外となる方の事故は見舞金のお支払ができません。



交通事故が発生したら

交通事故にあった場合、できるだけ早く役場の交通災害共済担当者へ事故の報告をし、共済見舞金請求の相談をしてください。

共済見舞金 (入院でも通院でも2日かかれば、1日目から支払われます)

区分 共済見舞金	自動車安全運転センターの 事故証明書がある場合(※1)	町村長による証明書の場合
死亡見舞金	2,000,000円	1,000,000円
傷害見舞金 (※2)	入院1日につき 2,000円 通院1日につき 1,000円 上記に下記基礎見舞金を加算	入院1日につき 2,000円 通院1日につき 1,000円 上記に下記基礎見舞金を加算
	診断書正本 25,000円 " 写し 20,000円	診断書正本 20,000円 " 写し 15,000円
傷害見舞金 最高額	診断書正本 200,000円 " 写し 195,000円	診断書正本 50,000円 " 写し 45,000円
障害者	1・2級 800,000円(植物症を含む) 3級 600,000円 (傷害見舞金とは別に支払われます)	

(※1) 身体障害者用車いすに乗車中の事故で町村長による証明書の場合を含みます。

(身障者ステッカーのある電動カートについても同様です。)

(※2) 診断書正本および写しについての基礎見舞金は、1事故についてどちらか1通分、1回限りとします。

また、同じ日に2回以上の診療があっても1日とみなします。

共済見舞金の請求

交通事故にあった日から**2年以内**に役場の交通災害共済担当者に請求の手続きをしてください。

請求に必要な書類等

- ・印鑑
- ・共済見舞金請求書(役場にあります)
- ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
※交通事故証明書がとれない場合は町村長による証明書
- ・医師又は整復師の診断書(役場にあります)
※他の様式による診断書でもかまいませんが、入通院日のわかるものに限りです。
- ・管理者の指定する書類(同意書など)
- ・共済見舞金受取人名義の口座のわかるもの

役場交通災害共済担当者までお気軽にどうぞ。

松川村役場 住民課 生活環境係 電話0261-62-3112

中信地域町村交通災害共済事務組合

北安曇郡池田町大字池田3203-6 電話0261-62-6318

交通災害共済の
ご相談は